News Release

いつも身近なおつきあい
あばしりしんきん

2026 年 9 月 28 日

お客様各位

網走信用金庫

各種規定の改定について

平素は網走信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、『手形・小切手の最終振出期限』及び『他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱の受付終了』を 2026 年（令和 8 年）9 月 30 日（水）とさせていただいていることに伴い、以下のとおり各種預金規定を改定します。

改定後の規定は、改定前からご契約いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定する規定

（1）当座勘定規定
（2）普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
（3）納税準備預金規定
（4）代金取立規定

3. 主な改定内容

（1）手形・小切手の最終振出期限を 2026 年 9 月 30 日に設定します。
（2）他行を支払地とする手形・小切手の受入は 2026 年 9 月 30 日をもって終了します。
（3）振出日の記載のない手形・小切手の支払拒絶することができるものとします。

※各種規定の変更内容の詳細については、新旧対照表をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、営業店窓口までお問い合わせください。

以 上

【新旧対照表】

当座勘定規定	
≪改定前≫（2026 年 9 月 30 日まで）	≪改定後≫（2026 年 10 月 1 日より）
1.（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	1.（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
1.(2)～６．　省略	1.(2)～６．　省略
7.（手形、小切手等の支払） (1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	7.（手形、小切手等の支払） (1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
7.(2)～（4）　省略	7.(2)～（4）　省略
8.（手形、小切手用紙） (1)　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2)　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	8.（手形、小切手用紙） (1)　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。 (2)　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。
8.(3)～17.　省略	8.(3)～17.　省略
18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で、振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で、振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
18.（2）　省略	18.（2）　省略
19.（線引小切手の取扱い） (1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	19.（線引小切手の取扱い） (1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026

	年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。
19.(2)～32.　省略	19.(2)～32.　省略
（１）約束手形用法	**（１）約束手形用法**
１．～２．　省略	１．～２．　省略
３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。
４．～８．　省略	４．～８．　省略
（２）為替手形用法	**（２）為替手形用法**
１．～３．　省略	１．～３．　省略
４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。
５．～10.　省略	５．～10.　省略
（３）小切手用法	**（３）小切手用法**
１．　省略	１．　省略
２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。	２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年９月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
３．～８．　省略	３．～８．　省略
(2024年11月１日現在)	(2026年10月１日現在)

普通預金(無利息型普通預金を含む)規定	
≪改定前≫(2026年９月30日まで)	≪改定後≫(2026年10月１日より)
1.　省略	1.　省略
２．(証券類の受入れ) (1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	２．(証券類の受入れ) (1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
以下省略	以下省略
(2023年６月８日現在)	(2026年10月１日現在)

納税準備預金規定	
≪改定前≫（2026 年 9 月 30 日まで）	≪改定後≫（2026 年 10 月 1 日より）
1.　　省略 ２．（証券類の受入れ） （1）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 以下省略 （2020 年 4 月 1 日現在）	1.　　省略 ２．（証券類の受入れ） （1）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下省略 （2026 年 10 月 1 日現在）

代金取立規定	
≪改定前≫（2026 年 9 月 30 日まで）	≪改定後≫（2026 年 10 月 1 日より）
1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 2.～10.　　省略 2022 年 8 月 31 日現在	1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。 2.～10.　　省略 2026 年 10 月 1 日現在

以上